

郵便入札の入札方法

■入札に必要な書類

- ・条件付一般競争入札参加申請書
- ・資本的関係・人的関係調査票
- ・倉庫等に係る申告書、所在地図及び平面図
- ・同種業務の完了実績を証する書類の写し
- ・一般貨物自動車運送事業許可書の写し

○入札書

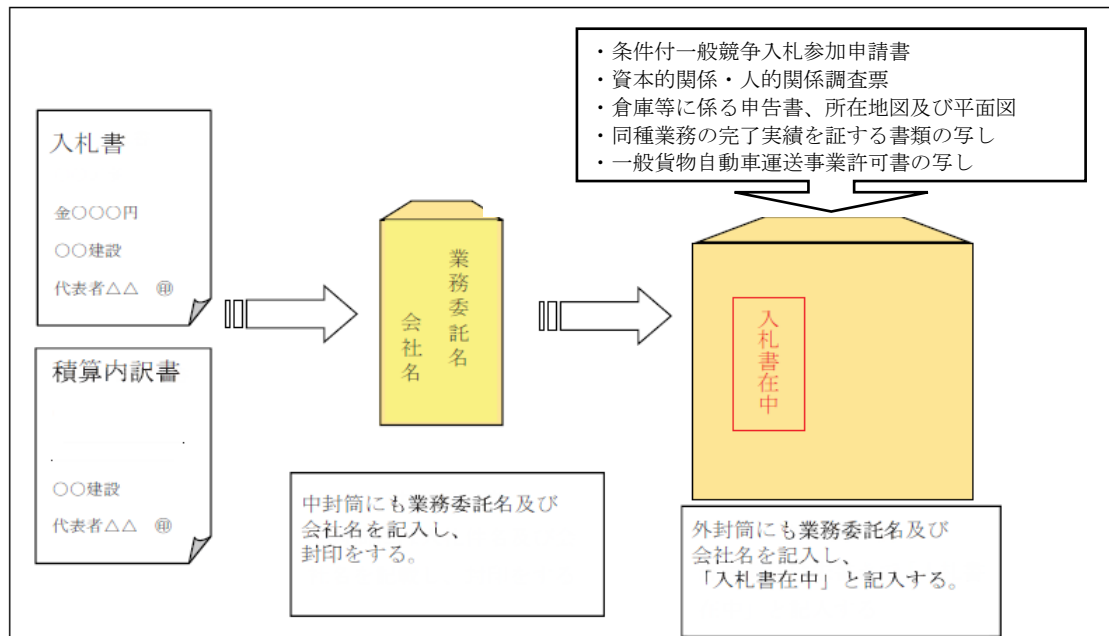
※入札金額は税抜き金額を記入すること

○積算内訳書

※件名、商号名、代表者名を記載の上、使用印を押印すること

中封筒に封入

■入札書の提出方法



◎入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 当該入札に係る資格のない者
- (2) 当該入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書及び積算内訳書を中封筒に入れていない者
- (4) 本業務委託名とは異なる業務委託名を記入した入札書又は積算内訳書を中封筒に入れている者
- (5) 本業務委託名、入札参加者の商号名及び代表者氏名の記入並びに使用印の押印がない入札書又は積算内訳書を中封筒に入れている者
- (6) 積算内訳書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者
- (7) 入札金額、氏名及び印鑑について、誤脱及び判読不可能な記載がある者
- (8) 1人で2以上の入札を行った者
- (9) 佐賀市暴力団排除条例（平成24年佐賀市条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者